

第5期嬉野市農業委員会
第24回定例総会議事録

令和2年7月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第24回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	馬場下畦川内2 外2筆 田を畑に転換	R2.7.2	了 承
	2	不動山障子岩 外2筆 田の嵩上げ	R2.7.2	了 承
	3	岩屋川内宇坪 外1筆 田を畑に転換	R2.7.2	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1～27	下野一本杉 外72筆 使用貸借権・賃借権	R2.7.2	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について利用権設定		
	塩1～9	大草野南田 外8筆 使用貸借権・賃借権	R2.7.2	承 認
	嬉1～238	下野四本松 外580筆 使用貸借権・賃借権	R2.7.2	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	下野一本杉 外1筆 売買	R2.7.2	許 可
	2	下野一本杉 売買	R2.7.2	許 可
	3	大草野町ノ坪 外9筆 贈与	R2.7.2	許 可
	4	不動山北 外3筆 贈与	R2.7.2	許 可
	5	不動山南 売買	R2.7.2	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	下野一本杉三 外6筆 植林	R2.7.2	承 認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	五町田笹谷 外1筆 植林	R2.7.2	承 認
	2	五町田桜 外3筆 建売分譲住宅及び駐車場	R2.7.2	承 認
	3	吉田鴨川 太陽光発電設備設置	R2.7.2	承 認
	4	下宿第七区画整理 外2筆 一般住宅	R2.7.2	承 認
	5	不動山宮ノ前 外16筆 太陽光発電設備設置	R2.7.2	承 認
	6	岩屋川内立石 建設機械重機待機所	R2.7.2	承 認

第5期嬉野市農業委員会第24回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 2年 7月 2日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館 2階 視聴覚室
- 3 開会日時 開会 7月2日 午後1時25分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 7月2日 午後2時23分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	出	議事録署名 憲章朗読	8	峰 正己	出	
2	馬場みどり	出	議事録署名	9	中島文二郎	出	
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出		11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	欠	
6	山口智佐代	出	事前審査班長				

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主 事	永田 良子
主 事	三根 拓己	農業政策課主任	納富 作男

隣接は、東は河川、西・南は道路、北は宅地、道路 です。

丙532番地については令和2年4月頃から既に畑となっており、始末書が提出されております。

図面は2ページと3ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。
します。

議 長 6月29日に第4班、第1Gr で実施した事前審査の結果について、山口智佐代委員、班長として報告をお願いします。

班 長 2年程前まで、稲作をされていたそうですが、猪被害が多く、畑として、現在なすびを植えてあります。

議 長 それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委 員 「異議無し。」と呼ぶ者あり。

議 長 無いようですので、この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員挙手です。よって、農地等形状変更届出について、整理番号1番については、全員了承です。

.....
議 長 続いて、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

申請人は、上岩屋の ○○○○ 様、

所在地は、大字不動山 障子岩 ○○○番○ 外2筆、地目は3筆とも田、面積の合計は、940㎡です。

理由は、段差を無くして作業しやすくするため、田の嵩上げしたい ということです。

隣接が、東は河川、西は田、南は河川、北は田 です。

図面は4ページと5ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 この件について、山口智佐代委員、地域担当委員及び班長としての説明、意見をお願いします。

班 長 不動山の入口、元ガソリンスタンドがあった場所の裏側です。作業しやすくするため3枚を1枚にし、手前の田高にあわせるとのことです。

議 長 それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委 員 形状変更ですが、高さの基準がありますか。

事務局 以前より、50cmを超えたら提出してもらっております。もし、不都合であれば今後、変えてもいいと思います。

委 員 一般の方は、基準が分からないと思われまので、回覧等でお知らせすべき。農業委員会だよりに掲載したいとおもいます。

議 長 他にありませんか。

委 員 「異議無し。」と呼ぶ者あり。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から9番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分、整理番号1番から9番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田町の分、整理番号1番から9番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表2ページから32ページ、利用権設定について嬉野町の分です。お諮りします。整理番号179番の案件については、〇〇委員が貸し手人となっていますので、これを先に審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

杉崎委員は、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から終了まで退室し、審議終了後に、入室・着席ください。

(〇〇委員退室)

では、整理番号179番について農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

今回、利用権設定が多く提出されております。

別添の表24ページ、利用権設定嬉野町の分整理番号179番です。

貸し手人は 下岩屋1区の 〇〇〇〇 様です。

借り手人は 納戸料の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字岩屋川内 〇〇〇番〇 外1筆

地目は2筆とも畑、面積は合計で1, 334㎡、利用権は使用貸借権で、期間は10年、新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号179番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号179番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分、整理番号179番については、原案どおり承認することに決定しました。

杉崎委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(〇〇委員入室・着席)

では、審議を続けます。皆さんに、お諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号1番から178番までと、180番から238番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員
議長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、整理番号1番から178番までと、180番から238番について農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

今回、利用権設定が多くなっております。国の交付金事業に伴い、茶に対して支給されることから、多くなっております。今後も野菜、花、果樹等が対象となります。

別添の表2ページから32ページ、利用権設定嬉野町の分、整理番号1番から178番までと180番から238番についてです。

貸し手人は 下野の 〇〇〇〇 様、 外192名様、

借り手人は 上岩屋の 〇〇〇〇 様、 外80名様です。

所在地は、大字下野 四本松 〇〇〇番〇 外578筆

地目の田の面積合計は8, 148㎡、畑の面積合計は636, 228㎡

田、畑面積の合計は644, 376㎡です。

利用権は、使用貸借権と賃借権で、期間は1年から20年、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番から178番までと180番から238番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員

今回の申請をみて、担当者としては、どう思いますか。(ヤミが多い) また、期間が20年はありますか。民法上20年で耕作者が取得すると思われるが。

農業政策課

以前もありました。利用権設定は両者の合意の上とのことで、認めています。固定資産税を払っていたら、取得できるということは聞いたことがあります。あくまでも両者の契約のもとと考えております。今回、66町もあつたということは驚いております。指導が足らなかったと反省しておりますが、今回で、整理できたと考えます。

議長

他にありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から178番までと180番から238番については、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分整理番号1番から178番までと180番から238番については、原案どおり

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番、贈与による所有権の移転です。
譲渡人は 宮ノ元の ○○○○ 様、

譲受人は ^{みなみしも}南下の ○○○○ 様、

所在地は、大字大草野 ^{ちょうのつぼ}町ノ坪 ○○○番、外9筆

地目は田と畑、田の面積合計は1,034㎡、畑の面積合計は1,986㎡、
田畑の面積合計は、3,020㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大のためです。
図面は21ページから24ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許
可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

事 務 局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
整理番号4番、贈与による所有権の移転です。

なお本件は、嬉野市空き家物件情報登録制度による空き物件利用希望者要件に
該当するものです。

譲渡人は みやき町の ○○○○ 様、

譲受人は 下不動の ○○○○ 様、

所在地は、不動山北 ○○○番、外3筆

地目は4筆とも畑、面積の合計は1,125㎡、

譲渡理由は、空き家バンク登録物件処分のため、

譲受理由は、家庭菜園及び保全のため です。

図面は25ページから26ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委 員

事 務 局

空き家に着いた農地ということですね。

そうです。通常ならば、農地の売買が発生することですが、リフォーム代が

いと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

譲渡人は、鳥栖市の ○○○○ 様、外3名様、

譲受人は、福富の 有限会社○○○○ 取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 桜 ○○○番、外3筆

地目は4筆とも畑、面積の合計は606㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は建売分譲住宅及び駐車場です。

事由は、申請地は休耕地であり、今後耕作の見込みもなく売却したいとの相談もあり、建売分譲住宅及び駐車場用地として転用したい ということです。

東西は宅地、南は道路、北は宅地・畑 です。

売買価格は、反当たり3,023,102円、

全体で1,832,000円です。

図面は37ページと38ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

馬場みどり委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

五町田小学校の裏付近で、周りは住宅地ばかりであり、問題ないと思います。

議 長

山口智佐代委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

境界もはっきりしているため、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

譲渡人は 皿屋の ○○○○ 様、

譲受人は 福岡市の ○○○○株式会社 様です。

所在地は、大字吉田 ^{なるかわ} 鳴川 ○○○番○、

地目は田、面積は1, 619㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は現在休耕地で今後耕作の見通しもなく、北側は山林で南、東側ある周辺の農地よりも高い位置にあり、農地への影響も少ないことから、太陽光発電設備設置として転用したい ということです。

東は田、西は山林、南は道路、北は山林 です。

売買価格は、反当たり426, 807円、全体で691, 000円です。

図面は39ページと40ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

地域担当

山口安則委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。

申請者も90才前後の高齢で有り、草払いも大変で、周りにも迷惑かからないと考えますので、問題ないと思います。

議 長

班 長

山口智佐代委員、班長としての報告をお願いします。

問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

議案書33ページ、整理番号4番です。

譲渡人は 温泉3区の ○○○○ 様、

譲受人は 長崎市の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○、外2筆

地目は3筆とも畑、面積の合計は、400㎡です。

農地区分は第3種農地、用途目的は、一般住宅です。

事由は、現在○○○○に従事している医師であります。嬉野に適切な住宅用地があれば自己用の住宅を建築し、永住する思いであったところ申請地が見つかったため、一般住宅用地として転用したい ということです。

東は道路、西は畑、南は道路・畑、北は畑、道路 です。

売買価格は、反当たり36, 300, 000円、

全体で14, 520, 000円です。

図面は41ページと42ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長

山口智佐代委員、地区担当委員及び班長としての報告をお願いします。

班 長 ドラックストア付近で、区画整理地内で有り問題ないと思います。
議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号5番です。
譲渡人は 議案書の34ページ、別紙①に記載の、
上岩屋の ○○○○ 様、 外5名様
譲受人は 今寺の 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。
所在地は、大字不動山 宮ノ前 ○○○番○、外16筆
地目はすべて田、面積の合計は5,588㎡です。
農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。
事由は、申請地は耕作がなされている農地もあるが、今後農地の維持管理が困難であり、土地の有効活用のため、太陽光発電設備設置として転用したい ということです。

東は道路・田、 西は雑種地、 南は農道、 北は道路 です。
売買価格は、反当たり300,000円、全体で1,676,400円です。
図面は43ページと44ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 山口智佐代委員、地区担当委員及び班長としての報告をお願いします。
班 長 場所は丹生川で、荒地となっています。水路関係で少し問題があったが、地権者と話し合いをされていたので、問題ないと思います。

地域担当・班長 水路の横断が有り、地区の中山間地で施工する予定があるので、一緒に施工したいと考えており問題ないと思います。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
議 長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

